

平成28年第4回定例会
斑鳩町議会会議録

平成28年12月7日
午前9時 開議
於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員(13名)

1番	宮崎和彦	2番	小林誠
3番	中川靖広	4番	小村尚己
5番	伴吉晴	6番	平川理恵
7番	嶋田善行	8番	井上卓也
9番	中西和夫	10番	坂口徹
11番	濱真理子	12番	木澤正男
13番	奥村容子		

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	黒崎益範	係長	大塚美季
--------	------	----	------

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	副町長	池田善紀
教育長	清水建也	総務部長	植村俊彦
総務課長	加藤恵三	総務課参事	谷口智子
まちづくり政策課長	安藤容子	財政課長	福居哲也
税務課長	本庄徳光	健康福祉部長	面卷昭男
福祉子ども課長	中原潤	長寿福祉課長	西梶浩司
健康対策課長	北典子	生活環境部長	乾善亮
環境対策課長	栗本公生	住民課長	浦野歩実
都市建設部長	谷口裕司	建設農林課長	上田俊雄
都市整備課長	松岡洋右	下水道課長	寺田良信
上水道課長	井上貴至	会計管理者	藤川岳志
教委総務課長	安藤晴康	生涯学習課長	真弓啓

1, 議事日程

日 程 1. 一般質問

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時00分 開議)

○議長（中西和夫君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名で、全員出席であります。

これより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、昨日に続きまして、一般質問であります。

順序に従い、質問をお受けいたします。

初めに、12番、木澤議員の一般質問をお受けいたします。

12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） おはようございます。

それでは、通告に基づきまして、私の一般質問をさせていただきたいと思えます。

まず1点目には、用途地域の変更についてということですが、現在、法隆寺駅北側の元まねき屋の跡地に、マンションの建設が進められています。予定では、地上7階建てで高さは19.99メートルとのことです。

昨年、このマンション建設の地元説明会が開催されましたが、建設が予定されていることを知った駅周辺の住民や、さらに、それ以外の地域の方からも、なぜ斑鳩町で7階建てのマンションが建設できるのか、斑鳩の景観を破壊するのではないかと、建設を中止させられないのかとの声が多数寄せられました。

私も高さ規制等についてあまり把握していなかったもので、斑鳩町の都市計画図を確認しますと、商業地域と準工業地域に指定されている区画では、高さ規制が20メートルまでとなっています。建築許可を出すのは県になりますが、この地域内では、正規の手続を踏んで申請された場合に、それをとめるというのは非常に難しい状況です。

現在、この高さ規制が20メートルになっている区画は、ちょっと見にくいですが、近隣商業地域では、主に法隆寺駅の周辺や三代川側沿いの道路に沿って北側に延びて国道25号まで、また、服部道を西に延び、興留6丁目と服部1丁目の境までと、あとは国道25号を和食さとのある交差点から西に延びていき、竜田街道を竜田大橋付近までの範囲で設定されています。さらに、準工業地域では、幸前2丁目と東福寺1丁目の一部の範囲で設定されています。

こうした区画内でも、現在、7階建ての建物は、現在建設中の駅前のマンションだけと思うのですが、今後、特に法隆寺に近い竜田街道付近などに同じような7階建ての建物が建設されるようなことになれば、斑鳩の町並みが変わってしまい、景観が破壊されてしまうのではないかと考えます。また、住民の皆さんからも、駅前のとき以上に不満

の声が上がるのではないかと考えます。

こうしたことから、現在の用途地域について見直しが必要ではないかと考えますが、ただ、この用途地域については、当然意味があって指定されていると思いますので、今後のまちづくりを考える中で、町の発展方向もにらみながら検討していく必要があります。

そうしたことから、斑鳩の町並み、景観を守りながら、同時に町の発展を展望するという角度での検討が必要だと考え、今後のまちづくりのあり方について、町の見解をお尋ねしたいと思います。

では、まず1点目の、当町の用途地域の現状と高さ規制の考え方について、お尋ねします。

○議長（中西和夫君） 谷口都市建設部長。

○都市建設部長（谷口裕司君） 議員ご質問の当町に定める用途地域は、奈良県により決定が行われ、決定された用途地域に従い、高さ制限が15メートルと20メートルの高度地区が決定されております。おおむね7年から10年ごとに、いわゆる線引きの見直しに伴い、変更などが行われてまいりました。

現在は、市街化調整区域が1,008.8ヘクタールに対し、市街化区域が418.2ヘクタール、用途地域ごとの内訳は、第1種低層住居専用地域が94.2ヘクタール、第1種中高層住居専用地域が129.3ヘクタール、第1種住居地域が153.1ヘクタール、第2種住居地域が3.6ヘクタール、近隣商業地域が24.1ヘクタール、準工業地域が13.9ヘクタールとなっております。

また、高度地区としましては、第1種中高層住居専用地域と第1種住居地域に第2種住居地域を加えた286.0ヘクタールが15メートル高度地区に、近隣商業地域と準工業地域の38.0ヘクタールが20メートル高度地区に指定されております。これに加え、町域の約44%に当たります628.4ヘクタールが斑鳩風致地区として指定されており、斑鳩町風致地区条例に基づく許可基準の中で、風致地区内の建築物の高さの限度を、地区の種別ごとに8メートルから10メートルとしております。

斑鳩町都市計画マスタープランの中では、住宅地においては、伝統的住宅地、低層住宅地、一般市街地住宅地のそれぞれの特性を生かし、生活基盤の整備を進め、定住性が高く、斑鳩らしい景観と調和したゆとりある住環境の形成を図ることとしており、また、商業地においては、日常の買い物の利便性を向上するため、近隣商業の活性化を図るとともに、斑鳩町の豊富な資源を生かした商品づくりなど、観光や農業と連携した魅力あ

る商業の創出を図るとしております。

現行の都市計画では、こうした町のまちづくりの方向性と地域ごとの特性に応じて、必要な用途、高さ制限の規制を行っているものと考えているところでございます。

○議長（中西和夫君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） そうした地域指定、区割りによって、これまでまちづくりを進めてこられてきたと思いますが、そもそもこの区割りが設定されたのがですね、いつごろになるのか、お答えいただきたいと思います。

○議長（中西和夫君） 谷口都市建設部長。

○都市建設部長（谷口裕司君） 大体都市計画につきましては、昭和46年から47年にかけて用途地域の指定をしております。そして、風致地区の指定につきましては、第1種、第3種の種別指定が行われたのが、昭和45年6月となっております。

○議長（中西和夫君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 設定されたのが昭和40年代だということで、私が生まれたのは昭和51年で、生まれる前からこうした設定をしてまちづくりを進められてきているということですが、この間ですね、町の発展もありながらですね、ただ、現在の住民の生活環境、また商業地等の発展方向について、当時の計画のまま進めていくことで整合性がとれているのかという点については、見直しは、この間、図られてきたのかなというふうに思いますが、その間、特に変更ということは検討されてこなかったのか、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（中西和夫君） 谷口都市建設部長。

○都市建設部長（谷口裕司君） 用途地域、線引きの見直しにつきましては、第1回から第6回まで、線引きの見直しを進めております。

そして、用途地域の決定変更につきましては、最初、昭和46年と申しましたけども、その決定から8回にわたり、最終、平成23年に変更してきておるという状況でございます。

○議長（中西和夫君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） この用途地域の指定の変更というのは、私が議員になってからっていうのはなかったというふうに思うんですが、都市開発用地なんかの区割りの変更というのは確かにあったというふうに思います。

それでですね、冒頭申しあげました、今回、初めてになるのかちょっとわかりませんが、建設業者から申請が上がり、7階建てのマンションが建設をされているという

ことで、率直に言うて、住民からは非常にアレルギー反応があったというふうに私は思っています。それでですね、今回、こういう質問をさせていただいているわけですが、冒頭の質問の中で申しあげましたように、用途地域を変更していくということで提案をさせていただいていますが、いろいろやり方はあるのかなというふうに思っています。

それも含めてですね、町として、用途地域の見直しの必要性についてどのようにお考えになっているのか、見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 谷口都市建設部長。

○都市建設部長（谷口裕司君） 議員ご指摘のとおり、世界文化遺産でございます法隆寺を中心といたしました本町特有の景観は、本町にとりましてかけがえのない資源でもあり、まちづくりの大切な要素の1つでございます。

本町におきましても、法隆寺周辺地域につきまして、我が国の歴史上意義を有する建造物、遺跡等が周囲の自然的環境と一体をなして古都における伝統と文化を具現し、及び形成している状態を保存するために、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法により約536ヘクタールが歴史的風土保存地区に指定され、そのうち、歴史的風土の保存上、当該歴史的風土保存区域の枢要な部分を構成している法隆寺至近の約80.9ヘクタールが歴史的風土特別保存地区として都市計画に定めており、さらに、同じく都市計画法により、自然環境の保全及び良好な都市環境の維持・保全を図るために風致地区を指定し、高度制限8メートルの第1種風致地区80.9ヘクタール、高度制限が10メートルの第2種風致地区376.3ヘクタール及び第3種風致地区171.2ヘクタールの合計628.4ヘクタール、町域の約44%において、建蔽率や高度制限等を、用途地域等による規制を上回る厳しい規制、また、建築物の意匠形態にも一定の規制を設け、歴史的資源の集積する地区や豊かな自然環境を有する地区及びその周辺については、良好な風致景観の保全に努めてきております。

一方、市街化区域につきましては、既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として、住居地域としてはその周辺状況を鑑み、第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、また、商業集積地におきましては近隣商業地域、工業集積地周辺では準工業地域として、それぞれの地域に応じた用途地域や高度地区を設定しているところでございます。

奈良市や京都市など、市街地近郊に歴史的資源を擁する各都市におきましても、それぞれの土地利用の特性に応じた景観保全と土地の有効利用から建築物の高度利用等の市

街地機能の両立したまちづくりをされているところでございます。

本町といたしましては、都市計画の見直し時に都市計画や各種規制やその施策の方向性に合致したものであるか検証し、斑鳩の特有の景観にも配慮しながら、地域ごとの特性に応じた都市計画の各制度の適正な見直しを行ってまいりました。そして、今後もそのように運用をしてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（中西和夫君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 丁寧に答弁いただきましたけども、見直しをしていく必要があると考えるかどうかという点については、適正に進めていきますという答弁だったんですが、否定はされなかったので、検討はいただけるというふうに思います。

今年度ですね、私も都市計画審議会の委員として入らせていただいて、その中でですね、残念ながら、ちょっともう最後だったのでテーマとしては取り上げられなかったんですが、このマンション建設の問題について発言をし、問題提起もさせていただいております。

また、そうした関係、町の諮問機関や、さらには担当の常任委員会等で議論して、この方向性は、今後、諮っていく必要があるというふうに思いますので、今後、その都市区域の変更、見直しについて、住民の皆さんのご意見もよくお聞きしながらですね、住民がどういう方向を望んでいるのかという点にも重視をして、また、この区割りについて検討していただきたいと思います。

ただですね、今、申請が上がれば、県は許可せざるを得ないという状況ですので、申請が上がってしまうとまた、例えば竜田街道沿いに7階建てのマンションが建つかもされないという、危険性と言うたらあれですけども、問題はあるというふうに思いますので、できるだけ早い段階でですね、この規制をかけるのであればかけていく必要があると思いますので、その点も念頭において、今後、検討を進めていただきたいと思いますように、要望しておきます。

そうしましたら、次の質問に移らせていただきます。

次、2点目については、空き家対策について、挙げさせていただいております。

この問題についてはですね、これまでも、ほかの議員からも一般質問がされていますが、2014年11月に空き家対策の推進に関する特別措置法、通称空き家対策特別措置法が成立し、2015年の5月26日に施行されています。その中で、市町村の役割としては、1つとして、空き家等対策の体制整備、2つとして、空き家等対策計画の策定、必要な措置の実施等がうたわれています。

町としては、どういう体制で対応していくのかについて、担当の総務常任委員会に一定の報告はいただきましたが、その後については特段の報告もなく、現在、空き家対策についてはどうなっているのか、また、以前の質問でも触れられていた補助制度や、総合戦略でうたわれている空き家の具体的な活用について、現状や今後の取り組みをお尋ねをしていきたいと思ひます。

では、まず1点目の、特定空き家の現状と町の対応について、お尋ねします。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） 特定空き家等につきましては、質問者もおっしゃいましたように、空き家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項におきまして、その定義が定められておりまして、次の4つのいずれかの状態にある空き家等でございます。その4つの状態とは、1つに、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態、2つ目として、そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態、3つ目として、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、4つ目として、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態となっております。

空き家等の状態がこの4つのいずれの状態であるか否かにつきましては、国が定めております「特定空き家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針、いわゆるガイドラインでございますが、これにおきまして、判断の参考となる基準が定められているところでございまして、町といたしましても、このガイドラインの基準に照らして特定空き家等に該当するかどうかの判断を行っているというところでございます。

なお、現時点におきましては、本町の区域内におきまして、特定空き家等に該当する空き家等はないという状況でございます。

○議長（中西和夫君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 今、特定空き家に該当する、物件っていうか、ものはないというふうに部長のほうから答弁ありましたが、特定空き家には至っていないけども、管理が行き届いていないということで住民の皆さんから苦情が寄せられているというものがあると思うんです。

それについては、町として把握されておられるので何件あるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 谷口都市建設部長。

○都市建設部長（谷口裕司君） 昨年度となります平成27年度における空き家に係る苦情のあった件数についてでございますが、16件でございます。

この苦情のあった件数16件のうち、2件は危険度合いが低く、指導には至っておりませんが、残りの14件に対しましては、口頭または文書で指導を行っております。

指導の事例といたしましては、屋根や外壁、雨どいの一部破損などの建物の安全面や雑草の繁茂等の生活環境面に関するものが多く、所有者等に対しまして、その状況を示した上で、適正に管理するよう求めております。これら14件中6件がこうした指導により改善がなされており、残りの8件につきましても、現在、継続して指導を行っている状況でございます。

○議長（中西和夫君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 今、指導して改善されているのが6件というふうにおっしゃいましたが、8件については改善されないということですが、これは反応があったのかどうか、それか全く連絡がとれていないのか。そして、それで連絡がとれないとするところについては、今後どんなふうに対応していくということになるのか、これは法の定めの中で、この辺については指導があるのかどうか、その辺についてもお尋ねしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 谷口都市建設部長。

○都市建設部長（谷口裕司君） 反応どうこういいますよりも、相手さんにつきましては連絡とれて、指導は行っております。

そうした中で、やはり相手さんの、都合と言っては言葉おかしいですけども、対応については考えていただいているんですけども、そこまで至らないということで、ご理解いただきたいと思います。

○議長（中西和夫君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） そうしましたら、全てにおいて連絡はとれているということで、今、答弁があったというふうに理解いたします。

それで、相手さんの都合もあってなかなか改善が図られないということですが、それに対しては、町としてですね、親身に相談に乗って、どのような援助ができるのかについても検討していただきたいというふうに思います。苦情があるような状態で放置をするというのは、やはり容認することもできないというふうに思いますので、その点については、お願いをしておきたいと思います。

それも踏まえてですね、次の2点目の質問にもかかわってくるのかなというふうに思

うんですが、建物の撤去等に係る費用の助成についてですね、この間にも、他の議員からも質問等もされていますが、それについての検討はどのようにされているのでしょうか。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） 空き家等対策の推進に関する特別措置法第3条におきまして、「空家等の所有者又は管理者は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする」と規定をされているところでございまして、第一義的には、空き家等の管理につきましては、その所有者または管理者が行うべきものでございまして、撤去を行う場合についても同様のことでございます。

しかしながら、老朽化等により倒壊する可能性がある空き家につきましては、その付近の住民の方や通行される方に対する危険性が生じまして、速やかに除却、取り除く必要がある、なされることが望ましいと考えられます。

老朽危険空き家の除却の支援といたしまして、安全管理や環境衛生上の問題があるなど一定の要件を満たす空き家を自主的に除却される場合、除却に係る費用の一部について、助成金、補助金等を交付する、こういう助成制度の創設を、現在、検討をいたしているところでございます。

○議長（中西和夫君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 今、検討しているということですので、前向きに進めていただいているかというふうに思うんですが、これはいつの段階で具体的な形となって示していただけるのでしょうか。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） 助成事業も含めまして、現在の本町の空き家に関する総合的な対策につきましては、今議会の、各、それぞれの委員会でご説明をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（中西和夫君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） そうしましたら、今定例会中に担当常任委員会等に説明いただくということですので、それぞれの委員会で説明していただけるということですので、私も所属の委員会の中で説明を受けてですね、さらに審議をしていきたいというふうに思います。

そうしましたら、その件については、では、そういう形です承します。

そうしたら、次ですね、3点目になりますが、空き家の具体的な活用について、お聞きをしたいと思うんです。

ことしの3月に策定されました斑鳩町まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で、その幾つかの項目で空き家の活用について触れられていますが、それらの具体的な取り組みについてはどうなっているのでしょうか。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） 本町のまち・ひと・しごと創生総合戦略におきましては、3つの基本施策を柱といたしております。1つは、「元気な“斑鳩っ子”を増やすための支援」、2つ目は、「世界遺産 法隆寺を核としたにぎわいと活力の創出」、3つ目は、「選ばれ続ける“斑鳩の里”づくり」でございます。

この3つの柱のうち、空き家に関連する取り組みといたしましては、柱の1つ目の「元気な“斑鳩っ子”を増やすための支援」におきまして、子育て世代が住みやすいまちづくりの観点から、空き家を活用した子育て世帯の転入支援を行っていくということといたしております。

また、柱の3つ目の「選ばれ続ける“斑鳩の里”づくり」におきまして、転入の促進の観点から、空き家の活用を行っていくということといたしております。

これらの具体的な取り組みにつきましては、ただいま申しあげました観点や空き家の発生を抑制するという観点から、空き家の利用促進施策といたしまして、空き家の居住目的で購入して改修する場合や、または居住目的の賃貸を行うために改修する場合に、改修する費用の一部について助成を行っていくと。また、居住者が子育て世帯や三世代で同居されるような転入者の場合は助成金の加算を行っていくという制度を新たに実施していくということで検討いたしております。これにつきましても、先ほど申しあげましたように、各委員会でご報告をさせていただきたいと思っております。

○議長（中西和夫君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） この間ですね、計画は策定しましたけども、その具体的な施策についての説明っていうのは、まだ、いろいろな分野でされてきておりませんでした。この質問させていただいた点について、具体的に、さらに今回の定例会の中で、これも委員会で説明いただけるということですので、そちらのほうで議論をしていきたいというふうに思います。

町としてですね、こうした空き家の活用については具体的に進めようとしているという点と、やはり、今、どんどんこれから人口が減っていく中で、子育て世代についての転入施策に力を入れているという点は、高く評価をさせていただきたいというふうに思います。

そうしましたら、2つですね、担当の委員会でということなので、この質問についてはここでとどめておきたいというふうに思います。

そうしましたら、3つ目の質問に移らせていただきます。

3点目ですが、3点目は、公園・広場の整備についてということで挙げさせていただいております。

この問題は、これも以前から繰り返し求めてきていますが、この間、町内で一定の広さの公園・広場が少ないという声が寄せられてきています。特にですね、子育て世代の方からよくお聞きします。

これまでの議論の中で、町のほうからは、町内には公園・広場が70ほどあり、数としてはたくさんあるとの答弁でしたが、例えばミニ開発に伴って整備されたような小さい公園が多く、子どもたちがボール遊びなどができる広さのものはごく一部しかないと思います。よく、大阪から引っ越してこられた方から、大阪のほうが公園が多かった、斑鳩は子育て支援策が充実しているのに、何でこんなに公園が少ないのですかと聞かれます。多分それは、身近に一定の広さの公園・広場がないために、数は一定あるのかもしれませんが、子どもを遊ばせたりするのに十分に活用できないという思いから来ているのだと思います。

また、以前ですね、町として、緑の基本計画を定めて、町内の小学校区ごとに一定の広さの広場を整備する考え方を持っていましたが、第4次総合計画が始まった途端にですね、前期総合計画から引き継いでいたはずの緑の基本計画が立ち消えになってしまい、公園・広場については、これまで整備していくという姿勢から、維持管理に努めるというように、現状維持に町の姿勢が後退をしていると思います。さらに、その理由もですね、議会に対していまだに説明されていないのが現状です。

今回は、こうした経緯も踏まえて、公園・広場の整備について、町の見解をお尋ねしたいと思います。

またですね、近年、全国各地で大規模災害が多発する中で、避難場所としての広場の整備の必要性が高まってきています。こうした観点からも整備を進めていくべきだと考えますが、その点についてもあわせてお尋ねをしたいと思います。

それでは1点目の、公園・広場の整備に対する町の考え方について、お尋ねをいたします。

○議長（中西和夫君） 谷口都市建設部長。

○都市建設部長（谷口裕司君） 現在、町内には、町管理公園のほか、県管理公園、自治

会管理の子どもの広場を含め、規模の大小はございますが、60か所の公園・広場がございます。

町の公園・広場整備に対する考え方につきましては、本町の財政状況も厳しい状況が続く見通しにあつて、第4次斑鳩町総合計画では、これまでのような積極的な公園の新規整備を行うとの方針から、既存の公園を安全で快適に利用いただけるよう、公園の適切な維持管理を行う旨の方針へと転換したところでございます。

町内では比較的大きな規模の公園といたしまして、上宮遺跡公園、県立竜田公園や大和川第一緑地公園などがありますほか、今現在、史跡中宮寺跡では、約2.8ヘクタール規模の史跡公園として重点的な整備に取り組んでいるところでございます。完成いたしましたら、町内既存の公園とともに十分ご活用いただきたいと考えているところでございます。

○議長（中西和夫君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 財政状況等を勘案する、見る中でというふうに部長おっしゃいましたが、そもそもですね、その方針の決定をする際にですね、担当常任委員会にも、その説明も何もなかったというふうに思うんです。

今ですね、この緑の基本計画については、では、どういう位置づけになっているのか、その点について、お答えください。

○議長（中西和夫君） 谷口都市建設部長。

○都市建設部長（谷口裕司君） その件につきましては、計画期間がございまして、総計に移行したということでご理解いただきたいと思います。

○議長（中西和夫君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） もう少しわかりやすく言っていただけますかね。

部長、新たに上下水道部からこちらのほうに来られて、なかなかそんなふうに、この間の経緯も含めて説明するの難しいというふうに思うので、これ、副町長のほうできちっとお答えいただきたいと思いますと思うんですけど。

○議長（中西和夫君） 池田副町長。

○副町長（池田善紀君） 今、お尋ねの緑の基本計画、これにつきましては、ちょっと申しわけないです、この当初の計画期間というのは、ちょっと私、今ここで、すぐお答えできないんです。ちょっとお時間をいただいて、また後日、どこかの、個人的にお答えするよりどこかの委員会でお答えをさせていただきたい、このように考えております。

○議長（中西和夫君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 計画期間がいつまでなのか等も調べていただいて、建設水道常任委員会が担当になると思いますので、そちらのほうで説明・報告をいただきますようお願いをいたします。

ただですね、その計画期間が切れていたからと、例えばですよ、今、わかりませんが、と、いって、じゃあ終わりにするというものではないと思いますし、計画期間内にきちっと整備するべきものとして計画を立ててこられたというふうに思うんです。その計画に対する、やっぱりその進捗ぐあいとか、その今後の判断をどうするかというのは、その時々できちっと担当常任委員会に報告をしていただくべきだというふうに思います。

例えば総務常任委員会ではですね、地域交流館の整備計画を持っていてですね、いつか、生き生きプラザをつくる際に、財政的にしんどいというので凍結をするということがありましたが、今、その生き生きプラザの建設が終わってですね、財政的な見通しもつくことから、地域交流館については整備を、再び、凍結を解除してですね、整備を進めるといった手法できちっと進めてこられているというふうに思うんです。ですから、そういうことについても、きちっとやはり担当常任委員会で諮っていただいて、議会と相談をしながら進めていっていただきたいということも強く要望しておきたいというふうに思います。

今、副町長のほうから、担当常任委員会で説明いただくというふうに答弁がありましたので、またそちらのほうで議論していきたいと思います。

そうしたら、2点目の質問ですけれども、こちらについては、下司田池の広場としての活用について挙げております。

この下司田池というのはですね、これまで財産区財産として管理をしてきたものですが、このほどですね、水利権につきも放棄をされ、行政財産ではなく、現在は普通財産として管理をされているというふうに思います。これまでは目的外使用はできませんでしたが、その規制が外れ、この下司田池を今後どういうふうに活用していくのかということについては、いろいろな活用な仕方が考えられるというふうに思います。

ただですね、あの下司田池があるのは町の西側の地域に当たるとは思いますが、あのエリアではですね、大和川の河川敷に一定の広さの公園・広場がありますが、災害が起こった際に、例えば避難所として使えるかという点、地震や洪水などの災害時にはあそこは使えないというふうに思うんです。また、近くに西和医療センターがありますが、あそこは避難所指定は町としてはされていなかったと思います。多分、県に聞いてもだめだったんだというふうに思いますが、そうしたことから、私は、子どもが遊べ、災害時

には避難所として活用できるように、下司田池について、今後、広場として整備し、活用できないかというふうに考えますが、町の考え方はいかがでしょうか。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） 現在、下司田池はですね、管理といたしましては、水質の悪化を防止することを目的として水中曝気ポンプを稼動いたしまして、また、雑草の草刈りなどを行って、維持管理に努めているところでございます。

今後のその下司田池の活用ということでもございますけれども、平成11年度から釣り池の営業者に対しまして退去を求める訴訟の公判が進む中で、土地の払い下げの和解案が出た際の地元説明会におきまして、周辺住民の方から、防火池としての機能を残してほしい旨のご要望があったことや池以外の土地利用に反対するご意見もあったことなどから、他の目的での活用というのは難しいのではないかと考えております。

特に、ご質問のありました公園あるいは広場としての活用につきましては、先ほど、申しましたように、周辺の住民の方から池以外の土地利用に反対するご意見があったことや、円滑な進入路が確保されていないこと、また、整備費用などの課題があるというふうに考えております。

○議長（中西和夫君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 地元の、近隣の方のご意見というのは非常に大事ですので、それを無視して進めるということにはできないと思いますが、一方でですね、そういう声もありながら、またこれ、近隣の方からですね、やっぱり災害時に避難場所等がないということで、不安の声もお聞きをしています。そこら辺については、やはり住民の皆さんの意見を聞きながらですね、そういう可能性があるのかどうかについて検討していただきたいと思いますというふうに思います。

私、提案しましたけども、費用としてはかなりの費用が、例えば広場に整備するとしたら、かかるとは思いますが、それについても、今般ですね、災害対策等については国のほうも積極的に整備を進めていくということで、いろいろな交付金なんかも活用できるんじゃないかなというふうに思いますので、それらとあわせてですね、ぜひ検討いただきたいというふうに思います。

今回、下司田池のことについて、その後の活用で質問させていただいていますが、広く広場を整備するという観点からですね、ここだけにこだわらずですね、その周辺についても、利用できるような土地等があれば活用してっていくということも含めて、広場の整備について要望をして、この質問については終わります。

そうしたら、次、4点目の質問に移ります。

4点目については、高齢者の健康対策について挙げさせていただきました。

現在ですね、生き生きプラザで介護予防事業として健康体操を行っていると思いますが、その体操に参加している方から、先日、要望が寄せられまして、今ですね、指導員の先生のもとに健康体操をされていますが、自分が思っているような動きができていのかどうか自分で確かめられないということで、一定の大きさの鏡があれば自分の思いと動きが一致しているのか確認をしながら体操ができるので、鏡を設置してほしいということでした。

その後ですね、私もその健康体操の様子を見させてもらいましたが、皆さん非常に精力的に体操に参加をされ、生き生きとされている感じが感じられました。この介護予防の取り組みはですね、今、高齢化がどんどんと進んでいく中で、昨日も2025年問題というのが質問されましたが、今後ますますその取り組みとしては重要になってくるというふうに思います。現在も人気で、その体操ですね、あるというふうにお聞きしていますが、今後、より参加者をふやし、参加された方がより効果的に体操できるように、生き生きプラザへの鏡の設置を検討してはいかがかと思えます。

ただですね、この健康体操をされているスペースですね、は、ほかの団体も利用されるということや、さらには、現在の生き生きプラザの壁面を鏡張りにするというようなことはできないと思いますので、検討するのであれば、簡易に移動、固定できるような一定の大きさの鏡になるのかなというふうに思いますが、この鏡の設置について、町の見解をお尋ねします。

○議長（中西和夫君） 面巻健康福祉部長。

○健康福祉部長（面巻昭男君） ご質問の生き生きプラザ斑鳩で実施している介護予防の運動教室でございますが、この運動教室は、65歳以上の高齢者を対象とした一次予防事業と、チェックリストの結果、要介護認定を受けるおそれのある高齢者を対象とした二次予防事業で、それぞれ運動器の機能向上サービスとして実施しているものでございます。

まず、それぞれの教室の実績でございますが、一次予防事業では、平成27年度では年間25回を開催し、実人数で139人のご参加がございました。また、二次予防事業では、1クール12回、4回を開催し、実人数で86人の方がご参加されております。

次に、その指導内容につきましては、一次予防事業においては、毎回、健康運動指導士3名から4名のもと、指導士1名が前方で指導を行いまして、他の指導士が順次参加

者を回り、正しく運動ができているのかどうかについて声かけや指導をしながら集団指導を行っております。また、二次予防事業では、健康運動士による集団指導の間に理学療法士による個別指導も行っており、参加者の体の状態や病気についての聞き取り、歩く様子などを写真におさめ、個々に合わせた訓練内容を示しながら行っているところがございます。

ご質問の運動中に自分の姿を鏡で見ながら行うことは、参加者の意欲につながる一面もございますが、しかしながら、その反面、自分の姿を見ることで、指導どおりの運動ができていないことに悲観され、逆に意欲そのものをなくされる方もおられると聞いているところがございます。

このように、個人、個人の考えや思いもありますことから、移動式の鏡の設置につきましては、健康運動指導士とも相談しながら慎重に検討してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（中西和夫君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 私がお聞きしているのは、つけてほしいという声ですけども、そうではない方もいらっしゃるということです。最初に言いましたように、全面、鏡をつけるというやり方ではなくて、一部として設置する方法について検討いただければいいのかなというふうに思います。だから、見たい人と見たくない人とで分かれて使用するような形もできると思いますし、私、インターネットでちょっと調べたんですけども、例えばですね、ホワイトボードのように、骨組みがあって、ローラーで動かせるようなシステムの鏡であったりとか、あと、こう、突っ張り棒がついていてですね、壁面に、こう、固定できる鏡なんかもありまして、今、素材としても、非常に軽くて、薄くて、倒れても壊れないというような鏡もありました。価格で言うと、安いもので言うたら2、3万からあったので、こうした物理的な面についてはね、クリアできるというふうに思いますので、当然、教室ですので、その指導員の方のやり方というのもありますでしょうから、その辺も含めてですね、前向きに検討していただきたいなというふうに。

○議長（中西和夫君） 池田副町長。

○副町長（池田善紀君） 前向きに検討と言われまして、今、部長も答えましたように、やはりそれを利用したい人と、利用したくない人がおられます。今、質問者がね、一部置いて、それで、利用したい人はこれを利用したらええと、利用したくない人はこっち向いてしなさいと。そうしたときに、その教室の中でね、二分化が図られて、やはりその中で生徒同士のね、また違和感が生まれて、やっぱりどうしてもその中で固まりがで

きて行ってね、ええ運営ができないわけなんですわ。ですから、みんなが了解する中で、一番ええ方法を考えていかないと、私は見たいから鏡欲しい。いや、私絶対見たくない。ほんなら何であんた鏡見ないの。私見ているのに、あんた見ないの。こういう議論になってまいりますので、やはり参加者がお互いに気分よく対応するようにやっていかないとあきませんので、やはりこの人の意見聞いて、やっぱりこっちの意見も聞いて、やはりええようにするようにもっていくのが、一番、町は考えておりますので、そこだけのご理解いただきたいと思います。

○議長（中西和夫君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） せっかく部長がええ答弁しているのに、今、もう、はっきり言うて、やらないよと言うているのと一緒でしょう。だから、その辺も含めて検討してくださいって言うているんですから、それでいいと思うんです。その手挙げはったのは、よっぽど強く抵抗したかったのかもしれないけれども。私の思いとしてはそういうことですし、必ず強行的に設置せよというふうには言うていませんので、検討をしていただきますようお願いいたします。

以上で、私の一般質問は終わります。

○議長（中西和夫君） 以上で、12番、木澤議員の一般質問は終わりました。

続いて、5番、伴議員の一般質問をお受けいたします。

5番、伴議員。

○5番（伴吉晴君） おはようございます。

これから、一般質問を始めさせていただきます。よろしく願いいたします。

最初の質問は、イノシシへの対策についてであります。

先月の11月に続けて、町からのメールで、イノシシが出没したと連絡がございました。町が把握している情報をお伺いいたします。

○議長（中西和夫君） 谷口都市建設部長。

○都市建設部長（谷口裕司君） 斑鳩町では、平成22年度よりイノシシによる農作物被害が発生しており、住宅地内でイノシシの出没を確認したのは、平成25年に法隆寺地区で1件、ことしに入り、11月8日に目安地区、11月9日に服部地区、11月17日に竜田地区でイノシシの目撃情報があったところでございます。

この目撃情報により職員が現地に赴きましたが、イノシシを確認することができなかったというところでございました。

○議長（中西和夫君） 5番、伴議員。

○5番（伴吉晴君） 私のほうにも、夜歩くのが怖い等の話が入っております。

イノシシの繁殖力は強く、一度に4頭から5頭のイノシシが生まれるらしいことから、イノシシの数が増加しているのではないかと思うのですが、例えば、今、お話、回答があったように、町の職員さんが情報を受け現地に赴かれたときにはイノシシが発見できなかった場合等、誰も助けてくれない状況で、メールでは、イノシシと会ったときには無視してくださいと記載されておられますが、子どもや高齢者の場合でもそのような情報メールの内容で大丈夫なのか、お伺いいたします。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） 子どもさんや高齢者の方の対処方法についてでございますが、子どもさんであったり、高齢者の方であっても、その対処方法は同様でございます。イノシシは臆病な動物でございますから、イノシシに出会っても、何もしないでほうっておくこと、ほとんどの場合はそのまま逃げていくということでございますので、できるだけ無視をすることでございます。決して威嚇したり、追い払ったりするような行動をとらないということが大切でございます。イノシシは、刺激せず、興奮させないということが大切でございます。イノシシに遭遇した場合には、メールでお知らせをさせていただいているとおりの行動をとっていただきまして、イノシシの様子を見ながら、なるべく背中を見せないように、静かに、ゆっくりと後ずさりをしてその場を離れていただくということが大切かなというふうに思っております。

今後におきましても、イノシシの目撃情報メールの内容につきましては、その都度、わかりやすい対処方法等も含めて配信をさせていただくよう心がけてまいりたいと思っております。

○議長（中西和夫君） 5番、伴議員

○5番（伴吉晴君） 思うに、現実のところ、イノシシの大きなものは体重が150キロを超えるものもいてると聞いております。突然イノシシがあらわれた場合、今の回答のように行動することは大変難しいのではないのでしょうか。例えば子どもや女性であれば、声を上げてしまうこともあると思います。町としては、無視してくださいだけでなく、今の回答にあるように、わかりやすく、効果がある情報発信に心がけてくださいますよう、よろしく願いいたします。

次に、イノシシそのものへの対策についてですが、農作物への被害もだんだん大きくなっていると聞いております。どのように考えておられるのかをお伺いいたします。

○議長（中西和夫君） 谷口都市建設部長。

○都市建設部長（谷口裕司君） イノシシ対策につきましては、平成22年度から猟友会に依頼し、箱わな、くくりわなによる捕獲に努めながら、平成25年度から電気柵設置の補助制度を設け、農作物をイノシシから守るよう努めているところでございます。

捕獲につきましては、現在、箱わな5基とくくりわなを毎年度約30か所設置し、捕獲に努めております。有害鳥獣駆除としての捕獲頭数については、平成22年度から捕獲しております昨年度まで74頭、今年度に入り、21頭捕獲しているところでございますが、狩猟による捕獲を入れますと、この数以上のイノシシが捕獲されていると考えているところでございます。

今後は、平地や山際等への設置場所や設置個数について猟友会と協議し、箱わなやくくりわなを増設して捕獲に努めてまいりたいと考えております。

また、国や県からイノシシ対策に関する最新情報を得ながら、有効な手段についても検討し、イノシシ対策に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○議長（中西和夫君） 5番、伴議員。

○5番（伴吉晴君） たしかイノシシ1頭捕獲すると、国のほうから8,000円の補助が行われていると認識しておりますが、町としても補助の上乗せを検討されてはいかがでしょうか。わな代として、たしか20万円弱の補助を町が実施していただいていることは認識しておりますが、やはり、わなの見回り、管理等を考えると、金額的に厳しいのではないのでしょうか。イノシシの頭数が減らないのはこのあたりに原因があるんじゃないかなど、ちょっと私は思っております。この問題は、人の命にかかわることや農業への大きな影響がありますので、近隣の市や町とも連携して、これ以上大きな問題にならないように要望をいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

空き家についてです。さきの同僚議員の質問とできるだけ重ならない部分で質問させていただきますので、回答のほうも、よろしく願いいたします。

まず、危険な状態になるなどした特定空き家について、自治体が指導・助言・勧告・代執行できる空き家対策特別措置法が、昨年5月、全面施行されましたが、町としての対応はどのようになっているのかをお伺いいたします。

○議長（中西和夫君） 谷口都市建設部長。

○都市建設部長（谷口裕司君） 近年、全国的に空き家が増加しており、平成25年度の調査結果によりますと、全国の空き家数は約820万戸となっております。

こうした中、適切な管理が行われていない空き家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体、財産を保

護するとともに、その生活環境の保全を図り、空き家等の活用を促進することを目的として、空き家等対策の推進に関する特別措置法が、昨年施行されたところでございます。

本法では、そのまま放置すれば著しく保安上危険または衛生上有害となるおそれのある状態、著しく景観を損なっている状態、その他生活環境の保全を図るために放置することが不適切な状態にあると認められる空き家等を特定空き家等と定義し、特定空き家等の所有者に対し、市町村長は、除却、修繕等の措置をとるよう助言または指導し、改善されない場合は勧告し、なお所有者等が措置をとらない場合は命令することができることとし、これらに必要な限度において、職員等に空き家等の立入調査をさせることができることとするとともに、所有者等が命令を履行しないときまたは命ずべき所有者等が不明のときは行政代執行ができることとされております。

本町では、こうした国の動きを受け、平成26年11月に空き家対策に係る政策企画調整会議を発足させ、空き家の実態調査を行うとともに、特定空き家等に係る指導を含む市内の空き家対策の実施体制を構築したところでございます。

現在、この実施体制に基づき、総合相談窓口を設け、全般的な相談に応じておりますほか、適正な管理が行われていない空き家等につきまして、所有者等に対し、文書等による指導を行っているところでございます。こうした指導を行う中、現時点におきましては、特定空き家等に該当する案件はないところでございます。

○議長（中西和夫君） 5番、伴議員。

○5番（伴吉晴君） 特定空き家等については、実態調査を行われ、結果については、適正な管理が行われていない空き家に対しては指導が行われていることはわかりました。

ただ、今後増大すると思われる相続放棄などでほったらかしの空き家に対し、町が代執行すれば、本来所有者が負担するべきものを納税者全員が負担をすることになることが問題になると思います。

そこで、例えば固定資産税等に空き家除去費を相当分を少しずつ上乗せすることで除去費用を事前徴収し、危険になった自分の家を自分で除去すれば事前に納めた費用を還付するシステムが効果的に思えるのですが、町の見解をお伺いいたします。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） 空き家の除却費用は、先ほどの質問者の回答にもいたしましたように、一義的にはその所有者等の方において行っていただくべきものでございますが、しかし、質問者がおっしゃいますとおり、相続放棄された物件を代執行により除却した場合などは、その除却費用を回収できず公費を投入する、言いかえれば納税者全体

で負担せざるを得ない状況も想定されるものと考えております。

このような中で、固定資産税にその除却費相当分は上乗せして事前に徴収し、自身で除却された場合には徴収費用を還付するといった所有者負担の仕組みが検討できないかというご質問だと思います。

現行法での税による対応といたしましては、法定外目的税として徴収する方法等が考えられるところではございます。しかし、その導入に当たっては、大きな課題が何点かございます。

まず、税率の設定でございます。固定資産税の家屋の評価額等をベースに一定の税率で課税するとした場合には、評価額等の大小により課税額に相応の差が出てくることとなります。一方、定額で課税するとした場合につきましては、所有資産の多い、少ないにかかわらず一律で課税することとなり、納税者にとっては固定資産税額に比較してその負担額が非常に大きくなる方も出てくるのが想定されるところでございます。

次に、税法上では、都市計画税と同様にその用途については限定することはできませんけれども、一旦徴収した税を一定の事由をもって個別の納税者の方に精算という形で還付するといったことができないことになっておりますことから、ある特定の家屋の除却費用を当該法定外目的税の納税者の方全体でご負担いただくということになってしまいます。

さらに、売却や相続等により納税義務者が変わった場合の取り扱いなどの課題等も考えられるところでございます。

このようなことから、空き家の除却費用の所有者負担の仕組みにつきましては、その必要については十分認識をいたしているところでございますけれども、法令等実務上の課題もありまして、現時点では、税としての対応は困難ではないかと考えているところでございます。

現在、空き家の適正な管理及び除却を促進するための税制上の措置といたしまして法整備されているものにつきましては、勧告された特定空き家等の敷地に係る固定資産税等の住宅用地の特例の除外がでございます。また、平成28年度の税制改正では、所得税及び住民税におきまして、相続した一定の家屋や敷地等を譲渡した場合の3,000万円の特別控除の特定措置、空き家への適用ですね、これについての特例措置が設けられたところでございます。

今後とも人口減少によりまして全国的に空き家が増加すると見込まれる中で、国におきましても空き家対策に取り組まれているところでございまして、町といたしましても

引き続き調査研究を行うとともに、国の動向には十分注視してまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 5番、伴議員。

○5番（伴吉晴君） 現在行われている車のリサイクル費用の前払いのようなシステムをちょっとイメージして質問させていただいたのですが、国の制度が整備されないことには難しいことはよくわかりました。

空き家問題は、今まで行われてきた国の住宅政策が、新築優先、経済優先であったことが、人口減少と重なり、副作用が発生してきていると私は考えております。これからも国の動向を注視していただき、当町として一番適切な空き家対策を構築していただきますよう要望いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

議長（中西和夫君） 以上で、5番、伴議員の一般質問は終わりました。

10時15分まで休憩いたします。

（午前10時01分 休憩）

（午前10時15分 再開）

○議長（中西和夫君） 再開いたします。

次に、6番、平川議員の一般質問をお受けいたします。

6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） 議長のお許しを得ましたので、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず最初は、介護保険制度の改正による新総合事業について、質問させていただきます。

介護保険法の改正により、要支援1や要支援2など比較的軽度な方へのサービスや介護予防事業について、地域の実情に合わせた新たな総合事業へと移行することになっていきます。平成29年4月までの猶予期間が終わり、新年度からスタートすることになりますが、体制が整わなかったり、担い手が不足しているなどの理由により、一部のサービスについて実施を見送る自治体も多いと聞いています。新総合事業については、サービスの質の低下を招くなどの批判もありますが、一方で、地域の潜在的な力を掘り起こし、地域で支え合うというよいところもあると思います。

本町において、新総合事業についてどのように考えているのか、緩和型サービスや多様な生活支援サービスの実施に向けた方向性や、いつごろまでに移行を考えているのかについて、お聞かせください。

○議長（中西和夫君） 面巻健康福祉部長。

○健康福祉部長（面巻昭男君） 質問者におかれましてもご承知のとおり、このたびの制度改正は、高齢者の多様な生活ニーズに対応するため、訪問介護及び通所介護は、介護保険給付から市町村が実施する介護予防日常生活支援総合事業のサービスに移行することとなっております。本町におきましても、平成29年4月からの総合事業の実施に向けて、その準備を進めているところでございます。

総合事業の円滑な実施に当たりましては、王寺周辺広域市町村圏の広域7町においてサービス事業者等の営業範囲が重複していることから、サービスの内容などに差が生じないよう、広域7町で統一したサービスの基準や報酬単価等について協議・調整しながら進めております。

介護予防訪問介護におきましては、現行どおりのサービスに加え、平成29年4月より、多様なサービスとして、身体介護を必要としない生活援助に特化したサービスを設定し、従事者の資格要件を緩和して実施してまいります。なお、その資格取得のための研修につきましては、広域7町で統一して実施することとしております。

また、介護予防通所におきましては、現行と同じ内容で実施してまいります。

本町におきましては、当面はほぼ現行の相当サービスのみで実施し、単価も、内容もこれまでどおりとしており、多様なサービスの提供につきましては、その体制整備が重要であることから、しっかりと検討した上で実施してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（中西和夫君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） 当面は身体介護を必要としない生活支援の緩和型サービスのみを実施し、多様なサービスの実施については、体制整備にしばらく時間がかかるということと理解はいたしました。

しかし、この多様なサービスについてが最も地域性があり、地域の潜在的な力を生かしていくものだと思います。それゆえに、地域や住民の方々の理解と協力がなければ進まないものだと思いますが、現状として、受け皿となるそうした社会資源はあるのでしょうか。また、どのようなものを想定しておられるのでしょうか。

○議長（中西和夫君） 面巻健康福祉部長。

○健康福祉部長（面巻昭男君） 多様なサービスの受け皿となる社会資源の現状についてでございますが、現在、本町におきましては、小地域福祉会が町内53地区に設置されており、地域の高齢者が定期的に食などを通して集うことができる場などを設けて、見回り活動などを実施されておられます。また、自主的に介護予防運動を行われている地域もございます。

今後、高齢者が地域で安心して暮らすことができるよう、地域での活動を支援していくとともに、介護予防活動のリーダー育成を行うなど、多様なサービスにつながる取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） 先ほどのご答弁で、介護予防活動のリーダー育成を行うということ伺いました。同時に、今、既にある地域活動を育てていくことや人材を養成していくことが求められると思います。その点については、どのようにお考えでしょうか。

○議長（中西和夫君） 面巻健康福祉部長。

○健康福祉部長（面巻昭男君） 多様なサービスを担う人材づくりについてでございますが、高齢者が安心して地域で生活するためには、生活支援サービスの担い手が必要となってまいります。現状、医療・介護の専門職が担っている買い物や掃除といった生活支援サービスの部分につきましては、今後、民間事業者やNPO、ボランティア、地域住民などがサービスできるように受け皿の整備や人材育成を行い、多様なサービスの支援を広げてまいりたいと考えているところでございます。

また、元気な高齢者が生活支援サービスの担い手となることにより、介護予防や閉じこもり防止にもつながりますことから、地域の中で生きがい、役割を持って生活できるような居場所づくり、出番づくりなどの取り組みにつきましても進めてまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） これから立ち上げを働きかけていくということで、難しい面もあるかと思いますが、地域で支え合う仕組みづくりを進めるチャンスでもあると前向きにとらえて、後押しをお願いしたいと思います。

最後に、生活支援コーディネーターについて、お伺いします。多様なサービスを実現できるかどうかは、地域とさまざまな地域資源を結びつける、そうした役割を持つ生活支援コーディネーターにかかっていると思います。地域にどのような人材や既存の活動があるのか、そうしたものを連携し、立ち上げに結びつけていくことが求められてきま

す。この生活支援コーディネーターは、行政ではない民間の人が担っていくと聞いていますが、本町ではどのようにお考えなのでしょうか。

○議長（中西和夫君） 面巻健康福祉部長。

○健康福祉部長（面巻昭男君） 質問者もご承知のとおり、生活支援コーディネーターとは、高齢者の生活支援、介護予防の整備基盤を推進していくことを目的として、地域において、生活支援、介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たすもので、その主な業務として、生活支援、介護予防サービスに関する地域資源・ニーズの把握、サービスの開発に向け、地域の関係団体等への働きかけ、地域の関係団体間の情報共有や連携体制の整備、サービスの担い手の発掘や要請などがその主な業務とされているところでございます。

本町におきましては、委託事業として、本年4月より斑鳩町社会福祉協議会に生活支援員コーディネーター2名を配置し、現在、住民主体の地域活動の現状と課題の把握等について進めているところでございます。

○議長（中西和夫君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） ありがとうございます。社会福祉協議会に2名を配置するということでお答えをいただきました。非常に難しい役割となりますが、福祉のまちづくりのかなめになってくるかと思えます。新総合事業の取り組みが成功するかどうかがかかってくる役どころとなりますので、連携をとりながら地域の結びつけをしていただくことを期待したいと思います。

この介護保険の改正についての対応については、9月の委員会でもご説明をいただきましたが、来年4月に間に合うのか、いささか心配な部分もありました。しかし、着実に準備を進めていただいているということがわかりましたので、きちんと体制がとれるようお願いし、この質問は終わります。

続きまして、難病患者に対する支援について、質問させていただきます。

平成25年に施行されました障害者総合支援法では、法律の中に難病指定患者が位置づけられ、その後の法改正でも難病患者に対する支援が拡大されています。

まず、その内容と法律の趣旨について、確認させていただきたいと思えます。

○議長（中西和夫君） 面巻健康福祉部長。

○健康福祉部長（面巻昭男君） 障害者等への支援について規定した法律である障害者自立支援法につきましては、平成24年6月の法改正により、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、いわゆる障害者総合支援法と法律名が改められ、

その際に、内容についても改正がなされ、平成25年4月から施行されております。

この法改正の1つとして、支援の対象となる障害者の範囲に、難治性疾患克服研究事業の対象となっている難病や関節リュウマチ103疾病の難病患者の方も加えられたところでございます。

この改正の趣旨といたしましては、これまで難病という生きづらさを抱えているにもかかわらず、障害の認定がなされないゆえに生活に必要な支援を受けることができなかった難病患者の方への支援の方向性を国が示したものでございます。

法改正により、障害のある方と同じ法制度のもとで、居宅介護や補装具等の給付等の障害福祉サービスを受けることができるようになりました。その後、法律の対象となる難病につきましては、当初の130疾病から332疾病に拡大されているところでございます。

なお、法改正以前につきましても、難病患者の方への支援の制度として日常生活用具の給付等の事業があり、本町におきましても日常生活用具の給付を行っていたところでございますが、法改正後は障害者福祉サービスの日常生活用具給付事業に一元されているところでございます。

○議長（中西和夫君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） ありがとうございます。ご答弁いただきましたように、障害者総合支援法において障害者の定義に難病等が追加されました。この趣旨は、お答えいただきましたように、制度の谷間のない支援を提供することだと理解をしております。この法律の施行により、国が指定する332疾患の難病患者については、障害者手帳を取得できない場合であっても障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの利用が可能になるとともに、利用できるサービスも、難病患者を対象とするものだけでなく、全ての障害福祉サービスに広がりました。

そこで質問です。難病患者の障害福祉サービスの利用状況について、お聞かせください。このうち、手帳の取得の有無についても、わかる範囲で結構ですので、お答えください。

○議長（中西和夫君） 面巻健康福祉部長。

○健康福祉部長（面巻昭男君） 本町が把握しております難病患者への障害福祉サービスの利用状況についてでございます。

初めに、補装具、日常生活用具の給付状況では、平成25年度及び平成26年度では申請はございませんでしたが、平成27年度で、補装具として意思疎通支援用具で1名

の方に1件、日常生活用具としてパルスオキシメーターと住宅改修で合わせて2名の方に2件の給付を行っております。この3名のうち2名の方が、障害者手帳を所持していない難病患者の方でございます。また、平成28年度では、これまでに、日常生活用具としてパルスオキシメーターを1名の方に1件、給付を行っております。この方は、障害者手帳を保持していない難病患者の方でございます。

次に、居宅介護等の介護給付の状況についてであります。現在、2名の方が障害福祉サービスを受給されております。この2名は、障害者手帳を保持する難病患者の方となっております。

○議長（中西和夫君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） ありがとうございます。本町において障害福祉サービスを受けておられる難病指定患者の方がおられ、その中には、障害者手帳を所持していない方もおられることがわかりました。

それでは、本町における難病指定患者の数と、このうち障害者手帳を所持しておられる方の数がわかりましたら、お聞かせください。

○議長（中西和夫君） 面巻健康福祉部長。

○健康福祉部長（面巻昭男君） 本町の難病患者数についてでございますが、指定難病医療費助成制度の事務を所管する郡山保健所に照会したところ、平成28年3月31日現在で231名の方が認定を受けられております。

また、そのうちの障害者手帳を所持されている方につきましては、保健所が所有している難病患者の方の名簿について、その方の同意がないため、目的外使用として情報提供ができないことから、本町が所有している障害者手帳保持者との名簿を名寄せすることができず、把握できない状況でございます。

○議長（中西和夫君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） ありがとうございます。本町の難病指定患者は231名ということですが、それなりの人数がおられることがわかりました。難病指定患者の中で、障害福祉サービスを受けておられる実情もわかりました。

それでは、本町が独自に実施している障害者に対する支援制度について、障害者手帳を取得していない難病患者にも適用することができないでしょうか。町のお考えをお聞かせください。

○議長（中西和夫君） 面巻健康福祉部長。

○健康福祉部長（面巻昭男君） 本町が独自に実施している障害者に対するサービスにつ

きましては、現在、福祉タクシーの助成、重度心身障害者等福祉年金の支給、ふれあい交流センターいきいきの里への無料入館などのサービスがございます。これらサービスにつきましては、それぞれ障害者手帳所持者全員を対象としているものではなく、例えば福祉タクシーの助成では、その対象者を、身体障害者手帳の下肢・体幹・移動・視覚または内部障害の障害程度が1、2級の方を対象としており、そのサービスの目的に応じ、対象者の範囲を規定しているところでございます。

障害者総合支援法のサービスは、先ほどもご答弁をさせていただいたとおり、国が指定する難病患者の方であれば、申請に基づき、どの程度サービスが必要な状態かをあらかず障害区分が決められますので、その区分に応じてサービスが受給されます。

ただ、町独自のサービスを決定するに当たり、その難病患者の方が障害者手帳のどの障害名の何級に該当するかといった国による客観的な基準が示されていないことから、難病患者の方を町の独自サービスの対象者に直ちにするのは難しいと考えております。

今後におきましても、障害者総合支援法に基づき、引き続き、難病患者の方からご相談があった場合には、その方の必要となるサービスが受けられるよう、障害福祉サービス等の案内に努めてまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） 障害者に対するサービスについて、障害の程度に応じて利用が限られており、難病患者の方がサービスを利用することが難しい実情はよくわかりました。

障害のある方に対しては、手帳によって、障害があることや、その程度を示すことができますが、難病の方について、こうした手帳にかわるものとして、難病指定患者であることを示すものがあるのでしょうか、お聞かせください。

○議長（中西和夫君） 面巻健康福祉部長。

○健康福祉部長（面巻昭男君） 難病患者であることを示すものとしたしましては、指定難病の医療費助成を受けるため、指定難病特定医療受給者証がございます。この受給者証が発行されるのは、厚生労働省が指定する306疾患となっておりますので、332疾患を対象とする障害者総合支援法の対象者全ての方が受給者証を持っておられるわけではございません。そうしたことから、この受給者証をお持ちでない26疾病の方につきましては、診断書等をもって対象の疾病であるか否かを確認することとなります。

○議長（中西和夫君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） ありがとうございます。難病指定患者の方も、332疾病のうち306疾病ではありますが、指定難病特定医療受給者証により難病患者であることを示

すことができ、また、26疾病についても、主治医の診断書等をもって確認することがわかりました。

それでは、本年10月から始まりましたコミュニティバスの実証運行について、1乗車当たり100円の運賃がかかるようになりましたが、障害者等は無料となっています。この障害者等についてですが、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳の所持者となっております。しかも、障害福祉のサービスと違って、障害の等級や程度に関係なく、手帳所持者全てに適用をされています。

障害者総合支援法や、先ほどの質問に対するお答えなどから、難病指定患者の方も障害者に含まれることが明確になっており、また、手帳にかわるものとして、医療受給者証や主治医の診断書などによって証明することもできます。法律の趣旨からしても、難病患者に対してもコミュニティバスを無料にすることが必要だと思います。どのような理由で、今回、無料となる対象の方を決められたのか、そして、難病をこの無料とする中に含めることができないのか、町の見解をお聞かせください。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） 斑鳩町のコミュニティバスにおきましては、中学生以下と、質問者もおっしゃいましたように、障害者の方の運賃を無料といたしておきまして、現在のところは、難病患者の方についてはこの対象からは外れている状況でございます。

コミュニティバスの運行につきましては、地域公共交通会議でそのあり方を協議していただいた上で施策の実施を決定いたしているものでございまして、現在はですね、JRや奈良交通等の交通機関の運賃のあり方の状況等を参考にさせていただいて、決定をいたしましたものでございます。

質問者からのご意見を踏まえる中で、この難病指定患者の方に対しますコミュニティバスの利用における支援について、今後、また地域公共交通会議におきまして、その支援の方法も含めて、改めて議論を行ってまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） 今回のコミュニティバスの実証運行に際して、ある難病の方から、次のような要望をいただきました。

難病患者は障害が固定していないので、治るまで何十年でも通院をしなければいけない。長期にわたる通院は、医療費の負担もかかる上、病気に関する手続のために役所に行くことも多くなっている。毎回タクシーというわけにもいかず、コミュニティバスを利用しているが、有料になった。障害者手帳所持者は無料ということだが、難病患者も

この中に含めてもらえないか。無料が難しいのであれば、バス券の配付のような形でも構わないので、難病患者のことを考慮してもらいたいとのことでした。

私は、この件については、コミュニティバスの問題だけではなく、本町としての障害福祉施策についての姿勢が問われていると思います。今後、本町として、難病の方を障害者施策の中でどう位置づけていくかということにつながってくると思います。

コミュニティバスについては、今年度は実証運行となっています。本格運行に向けて、きちんと考えていただきたいと強く要望をいたします。

最後の質問になりますが、難病患者の方が障害福祉サービスを利用できるようになりましたが、障害者の方向けのガイドには、難病患者の方がこうした福祉サービスを利用できるということがきちんと明記されておりません。難病の方がどのようなサービスを受けることができるのか、どのような支援を受けることができるのか、そうしたことを説明する資料が必要だと思います。こうした説明資料を作成するか、または障害者の方を対象とした資料の中に、難病の患者の方に対することについてもきちんと明記していただきたいと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（中西和夫君） 面巻健康福祉部長。

○健康福祉部長（面巻昭男君） ご質問の難病患者に対して利用できるサービスのパンフレットの作成についてでございますが、難病と診断された方は、まず、その医療機関において、それぞれの難病に応じた今後の各種制度や医療費などの相談の中で、保健所が案内されます。保健所での相談時において、奈良県が実施主体となる指定難病医療費助成制度の案内や医療費助成制度の説明とあわせ、各種制度の案内が行われており、必要に応じて情報提供を行っていると考えております。

現時点におきましては、本町が所管していない事業も数多くあるため、難病に特化したパンフレットなどを作成する予定はございませんが、ただ、難病は、その特性上、多くの支援機関が連携してかかわってまいる必要がございます。

これまでもさまざまな事例におきまして、家族、保健所、医療機関、訪問看護等の事業所、ケアマネジャー、そして町といった多くの機関が連携して、それぞれの役割を確認した上で、その方に応じた支援の体制をともに考えてまいりました。

今後におきましても、きめ細やかな支援を実施するため、その連携を密にすることにより必要な情報提供を行うとともに、質問者がおっしゃいました、本町が作成している障害者総合支援法のサービスを使用するパンフレットにおきましても、難病患者の方も対象としている旨の内容も記述してまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） ありがとうございます。難病患者の方に対するさまざまな施策を取り組んでいただけたというふうに理解をいたしました。

そして、コミュニティバスについても、地域公共交通会議の中で支援のあり方を検討していただけたということなので、前向きに進展していくことを期待したいと思います。

私も、難病の方から要望いただくまでは、難病患者のことに思いが至りませんでした。障害者総合支援法が施行され、その趣旨に基づいて、難病の方に対する支援も行っていく必要があると思います。難病患者に対しては、保健所が担当されていて情報が入りにくいということもあるかもしれませんが、今後、まちの障害福祉施策を検討していく上で、難病患者の実態把握も必要だと思います。障害者手帳所持者の中に難病患者がどの程度おられるのか、どのような支援が必要とされているのか、実態をきちんと把握した上で障害福祉施策の推進を望みまして、私の一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 以上で、6番、平川議員の一般質問は終わりました。

これをもって、一般質問を終結いたします。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

明日は、午前9時から建設水道常任委員会の開催が予定されておりますので、関係委員には、定刻にご参集をお願いいたします。

本日は、これをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午前10時41分 散会）